

睦監第26号
令和2年8月31日

睦沢町長 田中憲一様

睦沢町代表監査委員

閑田美智

睦沢町監査委員

市原重光

令和元年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況意見書

地方自治法第241条第5項の規定により、令和元年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況を審査した結果、その意見を付し提出する。
なお、本審査は睦沢町監査基準に準拠して審査を実施した。

記

1. 審査の対象

令和元年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況関係帳簿及び証書類

2. 審査の期日

令和2年8月27日（木）

3. 審査の意見

睦沢町奨学資金貸付基金は、学校教育法第9章に規定する大学、同法第10章に規定する高等専門学校、同法第11章に規定する専修学校に入学が決定し、又は在学する者で経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸付けるための基金である。

基金の総額は21,459,257円となっており、収入は預金利子4,000円、貸付金返済額（延滞金含む）244,800円で貸付者は1人、債権残高は915,000円である。

関係帳簿及び証拠書類も誤記なく適正であると認める。

なお、ここ数年、資金の利用実績が少なく制度の検証を行い、対象者を大学・高等専門学校・専修学校と拡大したので、制度の周知徹底を図られたい。